

砂 川 市 訓 令 第 8 号

令和 7年 3月 31日

砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱（平成30年訓令第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録物件促進補助金」を「空き家バンク成約補助金」に、
「第3章 同居近居促進補助金（第8条―第12条）
第4章 子育て支援補助金（第13条―第17条）
第5章 移住促進補助金（第18条―第22条）
第5章の2 医療介護従事者移住定住促進補助金（第22条の2―第22条の6）
第6章 その他（第23条―第26条）」

を

「第3章 子育て支援補助金（第8条―第12条）
第4章 移住促進補助金（第13条―第17条）
第5章 子育て世帯住み替えサポート補助金（第18条―第22条）
第6章 市内企業就労者定住促進補助金（第23条―第27条）
第7章 その他（第28条―第31条）」

に改める。

第2条第6号を次のように改める。

（6） 転入者 本市以外の市町村に居住していた者及びその配偶者が、交付申請をする日において、本市に既に転入し、かつ、当該転入した日の前日まで連続して1年以上他の市区町村の住民基本台帳に記録された者をいう。

第2条第9号から第11号までを次のように改める。

（9） 未就学児 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（10） 市内企業 市内に事業所（本社又は支店等）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。

（11） 就労者 交付申請をする日において、市内企業に通算して3年以上かつ週20時間以上勤務している者であって、厚生年金保険の被保険者であるものをいう。

第2条第12号及び第13号を削る。

第3条第1号中「登録物件促進補助金」を「空き家バンク成約補助金」に、「空き家を」を「空き家情報を」に、「の空き家情報」を「の空き家バンク」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「子育て世帯等」を「子育て世帯又は若年夫婦世帯（以下「子育て世帯等」という。）」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4） 子育て世帯住み替えサポート補助金 市内に移住後の子育て世帯等の住み替えを支援するこ

とにより、住宅を取得しやすい環境づくり及び定住の促進に寄与するためのもの。

第3条第5号を次のように改める。

- (5) 市内企業就労者定住促進補助金 市内企業に就労している就労者の定住の促進に寄与するためのもの。

「第2章 登録物件促進補助金」を「第2章 空き家バンク成約補助金」に改める。

第4条中「空き家情報」を「空き家バンク」に、「者」を「もの」に改める。

第6条中「登録物件促進補助金交付申請書」を「空き家バンク成約補助金交付申請書」に改める。

第7条第1項中「登録物件促進補助金交付（却下）決定通知書」を「空き家バンク成約補助金交付（却下）決定通知書」に、同条第2項中「登録物件促進補助金請求書」を「空き家バンク成約補助金請求書」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 子育て支援補助金

(対象者)

第8条 対象者は、新築住宅を建設若しくは購入し、又は中古住宅を購入した子育て世帯等に属する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）現在において、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(対象住宅)

第9条 補助金の交付対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に所在する住宅であること。
- (2) 対象者が所有し、かつ、対象者自ら居住する住宅であること。
- (3) 住宅の壁芯面積（壁又は柱の厚みの中心線で図られた面積。以下同じ。）が、50平方メートル以上であること。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 未就学児のいる世帯 20万円
- (2) 子育て世帯等 10万円

2 前項各号に定める世帯のいずれにも該当する世帯に対する補助金の額は、同項各号に定める補助

金を合算した額とする。

（補助金の交付申請）

第11条 対象者は、新築住宅の建設にあつては竣工後、新築住宅及び中古住宅の購入にあつては不動産登記を完了した日以後に、子育て支援補助金・移住促進補助金・子育て世帯住み替えサポート補助金・市内企業就労者定住促進補助金交付申請書（別記第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を提示又は添付し、当該不動産登記の登記年月日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- （1） 登記事項証明書（全部事項証明書）
- （2） 世帯員全員の住民票
- （3） 新築住宅の建設の場合は、工事請負契約書及びその写し
- （4） 建売住宅又は中古住宅の購入の場合は、売買契約書及びその写し
- （5） 併用住宅及び共同住宅の場合は、建物の図面及びその写し

（補助金の交付決定等）

第12条 市長は、対象者から前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、子育て支援補助金・移住促進補助金・子育て世帯住み替えサポート補助金・市内企業就労者定住促進補助金交付（却下）決定通知書（別記第4号様式。以下「決定通知書」という。）により当該対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、子育て支援補助金・移住促進補助金・子育て世帯住み替えサポート補助金・市内企業就労者定住促進補助金請求書（別記第6号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

第4章を次のように改める。

第4章 移住促進補助金

（対象者）

第13条 対象者は、新築住宅を建設若しくは購入し、又は中古住宅を購入した転入者で、市税の滞納がないものとする。

（対象住宅）

第14条 対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 本市に所在する住宅であること。
- （2） 対象者が所有し、かつ、対象者自ら居住する住宅であること。
- （3） 住宅の壁芯面積が、50平方メートル以上であること。

（補助金の額）

第15条 補助金の額は、20万円とする。

(補助金の交付申請)

第16条 対象者は、新築住宅の建設にあつては竣工後、新築住宅及び中古住宅の購入にあつては不動産登記を完了した日以後に申請書に次に掲げる書類を提示又は添付し、当該不動産登記の登記年月日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書(全部事項証明書)
- (2) 世帯員全員の住民票
- (3) 新築住宅の建設の場合は、工事請負契約書及びその写し
- (4) 建売住宅又は中古住宅の購入の場合は、売買契約書及びその写し
- (5) 併用住宅及び共同住宅の場合は、建物の図面及びその写し

(補助金の交付決定等)

第17条 市長は、対象者から前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、決定通知書により当該対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

第5章を次のように改める。

第5章 子育て世帯住み替えサポート補助金

(対象者)

第18条 対象者は、新築住宅を建設若しくは購入し、又は中古住宅を購入した子育て世帯等に属する転入者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 本市に転入した日から起算して3年以内に当該住宅に係る工事請負契約又は売買契約を締結していること。
- (3) 本市に転入した日以後継続して本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 本市に転入した日時点において子育て世帯等であること。

(対象住宅)

第19条 対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に所在する住宅であること。
- (2) 対象者が所有し、かつ、対象者自ら居住する住宅であること。
- (3) 住宅の壁芯面積が、50平方メートル以上であること。

(補助金の額)

第20条 補助金の額は、20万円とする。

(補助金の交付申請)

第21条 対象者は、新築住宅の建設にあつては竣工後、新築住宅及び中古住宅の購入にあつては不動産登記を完了した日以後に申請書に次に掲げる書類を提示又は添付し、当該不動産登記の登記年月

日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 世帯員全員の住民票
- (3) 新築住宅の建設の場合は、工事請負契約書及びその写し
- (4) 建売住宅又は中古住宅の購入の場合は、売買契約書及びその写し
- (5) 併用住宅及び共同住宅の場合は、建物の図面及びその写し

（補助金の交付決定等）

第22条 市長は、対象者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、決定通知書により当該対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

「第6章 その他」を「第7章 その他」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 その他

（補助の回数）

第28条 同一の対象者が受けることができる補助は、第3条に規定する補助金の種類ごとにそれぞれ1回とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（補助金額の上限）

第29条 第3条に規定する補助金のうち、空き家バンク成約補助金を除く補助金の額の総額が、対象者自ら居住するために建設又は購入した住宅の購入額を超えた場合は、その購入額をもって補助金の額とする。

2 前項の補助金額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の取消し等）

第30条 市長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

（その他）

第31条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「第5章の2 医療介護従事者移住定住促進補助金」を「第6章 市内企業就労者定住促進補助金」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 市内企業就労者定住促進補助金

(対象者)

第23条 対象者は、新築住宅を建設若しくは購入し、又は中古住宅を購入した就労者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 申請日現在において、就労者であること。
- (3) 申請日現在において、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(対象住宅)

第24条 対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に所在する住宅であること。
- (2) 対象者が所有し、かつ、対象者自ら居住する住宅であること。
- (3) 住宅の壁芯面積が、50平方メートル以上であること。

(補助金の額)

第25条 補助金の額は10万円とする。

(補助金の交付申請)

第26条 対象者は、新築住宅の建設にあつては竣工後、新築住宅及び中古住宅の購入にあつては不動産登記を完了した日以後に申請書に次に掲げる書類を提示又は添付し、当該不動産登記の登記年月日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 世帯員全員の住民票
- (3) 新築住宅の建設の場合は、工事請負契約書及びその写し
- (4) 建売住宅又は中古住宅の購入の場合は、売買契約書及びその写し
- (5) 併用住宅及び共同住宅の場合は、建物の図面及びその写し
- (6) 雇用証明書（別記第7号様式）

(補助金の交付決定等)

第27条 市長は、対象者から前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、決定通知書により当該対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

別記第1号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱の規定に基づく同居近居促進補助金、子育て支援補助金、移住促進補助金及び医療介護従事者移住定住促進補助金に係る対象住宅であって、令和6年度中に工事請負契約又は売買契約したものの当該補助金の交付については、この訓令の施行の日以後においても、なお従前の例による。

年 月 日

空き家バンク成約補助金交付申請書

砂川市長 様

	住 所
申請者	氏 名
	電 話

砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定より、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、住民情報及び納税情報について、住民基本台帳及び課税台帳等名簿を参照することに同意します。

登録物件の住所 _____

売買・賃貸相手方住所 _____

氏名 _____

第 号
年 月 日

空き家バンク成約補助金交付（却下）決定通知書

様

砂川市長

年 月 日付けで申請のあった砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定による補助金交付申請について、補助金の交付を決定（却下）しましたので通知します。

記

補 助 金 交 付 決 定 額

円

却下理由

年 月 日

子育て支援補助金 ・ 移住促進補助金 ・ 子育て世帯住み替えサポート補助金 ・
市内企業就労者定住促進補助金 交付申請書

砂 川 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱第11条、第16条、第21条、第26条の規定より、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、住民情報及び納税情報について、住民基本台帳及び課税台帳等名簿を参照することに同意します。

建 物 の 位 置	砂川市
用 途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ・ 共同住宅
備 考	

子育て支援補助金の該当	☐ 有 ☐ 無	☐ 子（未就学児）の人数 人 ☐ 子（上記以外）の人数 人 ☐ 若年夫婦世帯
-------------	---	---

移住促進補助金の該当	☐ 有 ☐ 無	年 月 日 転入済み
------------	---	---------------------

子育て世帯住み替えサポート補助金の該当	☐ 有 ☐ 無	年 月 日 転入済み
---------------------	---	---------------------

市内企業就労者定住促進補助金の該当	☐ 有 ☐ 無
-------------------	---

第 年 月 日 号

子育て支援補助金 ・ 移住促進補助金 ・ 子育て世帯住み替えサポート補助金 ・
市内企業就労者定住促進補助金 交付（却下）決定通知書

様

砂川市長

砂川市住み替え支援補助金交付要綱第12条、第17条、第22条、第27条の規定による補助金交付申請について、補助金の交付を決定（却下）しましたので通知します。

記

補 助 金 交 付 決 定 額

_____ 円

※内訳

（子育て支援補助金） _____ 円

（移住促進補助金） _____ 円

（子育て世帯住み替えサポート補助金） _____ 円

（市内企業就労者定住促進補助金） _____ 円

却下理由 _____

年 月 日

空き家バンク成約補助金請求書

砂 川 市 長 様

住 所
氏 名
電 話

印

砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により下記のとおり請求します。

記

円

振 込 先	(金 融 機 関 名)		(支 店 等 の 名 称)	
	()		()	
	預 金 種 目	普通 ： 当座	口 座 番 号	
	ふ り が な 口 座 名 義			

年 月 日

子育て支援補助金 ・ 移住促進補助金 ・ 子育て世帯住み替えサポート補助金 ・
市内企業就労者定住促進補助金 請求書

砂 川 市 長 様

住 所
氏 名
電 話

印

砂川市住み替え支援事業補助金交付要綱第 12 条、第 17 条、第 22 条、第 27 条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

円

振 込 先	(金 融 機 関 名)		(支 店 等 の 名 称)	
	()		()	
	預 金 種 目	普通 ： 当座	口 座 番 号	
	ふ り が な 口 座 名 義			

雇 用 証 明 書

年 月 日

事業所・施設名称	印
雇用主名(代表者)	
所 在 地	砂川市
連 絡 先	

次の者について、雇用していることを証明します。

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	砂川市		
勤 務 先			
雇 用 年 月 日	年 月 日～		
雇 用 形 態	※1 常 勤 臨 時		
職 種	※2		
業 務 内 容	※3		
週 当 た り の 勤 務 時 間	週 時間勤務		
厚生年金保険	※4 加 入 未 加 入		

- ※ 1 該当する方を○で囲んでください。
- ※ 2 「事務職」「営業職」などの名称を記載してください。
- ※ 3 ○○事務など、簡潔に記載してください。
- ※ 4 該当する方を○で囲んでください。